

6年制薬学科を有する薬学部の基幹教員数に関する大学設置基準等の抜粋と計算例

◇ 大学設置基準（令和4年10月1日施行）抜粋

（基幹教員数）

第十条 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。

（共同学科に係る基幹教員数）

第四十六条 共同学科に係る基幹教員の数は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イ（1）若しくは（2）の表の中欄又はロの表を適用して得られる基幹教員の数（次項において「全体基幹教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別基幹教員数」という。）以上とする。

2 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別基幹教員数の合計が全体基幹教員数に満たないときは、その不足する数の基幹教員をいずれかの大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。

3 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別基幹教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の基幹教員を置くときは、当該基幹教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第一イ（1）若しくは（2）の表の下欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、中欄）に定める基幹教員の数の八割に相当する数又は別表第一ロの表の収容定員三六〇人までの場合の基幹教員数の欄の数（以下これらをこの項において「最小大学別基幹教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る基幹教員の数は、最小大学別基幹教員数以上とする。

◇ 大学設置基準（令和4年10月1日施行）：別表第一イ（1）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）

学部の種類	一学科で組織する場合	
	収容定員	基幹教員数
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）	300～600	28

- 備考一 この表に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とする（（2）の表及び別表第二において同じ）。
- 二 この表に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部（他の大学若しくは専門職大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学科を含む。以下この号及び次号において同じ。）において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる（（2）及びロの表において同じ）。
- 三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く）を算入することができる。ただし、前号ただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員と合わせて、この表に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする（（2）の表において同じ）。
- 四 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき基幹教員三人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）にあつては、収容定員六〇〇人につき基幹教員六人）の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする（ロの表において同じ）。

（備考五、六省略）

- 七 二以上の学科で組織する学部における基幹教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は（2）の表の下欄から算出される基幹教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される基幹教員数とする。

（備考八 省略）

- 九 薬学分野に属する二以上の学科で組織される学部に薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の一学科を置く場合における当該一学科に対するこの表の適用については、下欄中「一六」とあるのは、「二二」とする。
- 十 薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。

◇ 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）別表第一イ備考第十号の規定に基づき、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員について次のように定める。（平成16年文部科学省告示第175号の令和4年一部改正後より抜粋）

1 大学設置基準別表第一イに規定する薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員数に六分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。次項において「実務の経験を有する基幹教員数」という。）は、おおむね五年以上の薬剤師としての実務の経験を有する者とする。

2 略

 <薬学部の基幹教員数（基礎資料5-1表2の基準数）の計算例>

- (例1) 6年制薬学科単科で、入学定員180人（収容定員1,080人）の場合
 600人まで 基幹教員数28人（別表第一イ・一学科で組織する場合）に、
 600人を超える学生に対して $(1,080 - 600) \times 6 \text{人} / 600 = 4.8 \text{人} \Rightarrow 5 \text{人}$ を加え
 （別表第一 備考4、小数点以下に数字がある場合、切り上げる）
 合計33人の基幹教員が必要。
- (例2) 6年制薬学科（入学定員120人定員：収容定員720人）と、4年制学科（入学定員60人：収容定員240人）がある場合
 360人まで 基幹教員数22人（別表第一イ（1）備考九）に、
 360人を超える学生に対して $(720 - 360) \times 6 \text{人} / 600 = 3.6 \text{人} \Rightarrow 4 \text{人}$ を加え
 合計26人の基幹教員が必要。
- (例3) 6年制学科が2学科ある（入学定員100人、入学定員80人）場合、下表を使い、
 2学科それぞれに基幹教員数を16人として計算する。

学部の種類	二以上の学科で組織する場合	
	収容定員	基幹教員数
薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)	240～360	16

入学定員100人（収容定員600人）の学科は、360人までの基幹教員数16人に、
 360人を超える学生に対して、 $(600 - 360) \times 6 \text{人} / 600 = 2.4 \text{人} \Rightarrow 3 \text{人}$ を加え19人。
 入学定員80人（収容定員480人）の学科は、360人まで基幹教員数16人に、
 360人を超える学生に対して、 $(480 - 360) \times 6 \text{人} / 600 = 1.2 \text{人} \Rightarrow 2 \text{人}$ を加え18人。
 2学科で合計37人の基幹教員が必要。